

佐賀県東部工業用水道規程第3号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程（昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第7号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(給料表及び級別標準職務表)</p> <p>第2条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>(昇給)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(給料表及び等級別基準職務表)</p> <p>第2条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>(降格)</p> <p>第6条の2 職員を降格させるときは、<u>一般職員又は現業職給与規則の適用を受ける職員の例により職員が現に属している職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。</u></p> <p>第6条の3 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、<u>一般職員又は現業職給与規則の適用を受ける職員の例によるものとする。</u></p> <p>(昇給)</p> <p>第7条 略</p> <p>(降号)</p> <p>第7条の2 職員を降号させる場合におけるその者の号給は、<u>一般職員又は現業職給与規則の適用を受ける職員の例によるものとする。</u></p>

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。